

稀代の悪法「督促規制法案*」を廃案に！

*正式名称 賃借人の居住の安定を確保するための家賃保証業の業務の適正化及び家賃等の取り立て行為の規制等に関する法律

正当な家賃回収が出来なくなって賃貸事業（アパート経営）そのものが成立しなくなる大ピンチ！

日本経済全体の停滞を招き、日本のモラル（道徳）が崩壊します！

民主党が起案し、現在国会で審議中の「督促規制法案」が可決すると、家主は、居住させることに対する当然の対価である家賃の回収が出来なくなってしまいます。

現在賃貸事業における家賃滞納の問題は年々深刻になっており、滞納率は15%にも達し、多くの家主は非常に深刻な事態に至っています。この状況を更に悪化させるのが「督促規制法案」であり、これにより家賃滞納に対する督促が事実上出来なくなります。

<当法案の問題条項>

- ▶ 家賃の督促にあたって、家主、管理会社、保証会社は、面会、貼り紙、電話、訪問等の手法の如何を問わず威迫してはいけない。(第61条)
- ▶ 第61条に違反した場合は、2年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金、またはその併科に処する。(第73条)

何かおかしくないでしょうか？

悪いのは家賃を滞納する側であるにも関わらず、滞納された側が督促をすると懲役刑という刑事罰を受けてしまうこととなります。まさに泥棒を保護するための法律です。

この結果、賃貸事業（アパート経営）そのものが成立しなくなって日本経済は大きく停滞することになります。それだけではなく、家賃を払うという当然の義務を法的に否定することで、日本人のモラルの低下・崩壊に拍車をかけることとなります。

是非この悪法に対して反対の署名を行い、国会に届ける為、御協力をお願いいたします。

<「督促規制法案」に反対し健全な賃貸事業を守る会>

武蔵コーポレーション株式会社

埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル21F

TEL 048-649-0333

FAX 048-649-3331

「督促規制法案」 反対申入書

私たちは、現在国会で審議中の「督促規制法案」(正式名称:「賃貸住宅における借借人の居住の安定確保を図るための家賃債務保証業の業務の適正化及び家賃等の取立て行為の規制等に関する法律案」 以下「当法案」という) に関して、断固として反対し廃案にすることを求めます。

現在、日本人の道徳感(モラル)の低下・崩壊により、賃貸住宅においては家賃滞納が急増しています。それも数カ月も払わず連絡すらも取れないという悪質な滞納が急増しています。多くの家主は家賃滞納により正当な支払いを受けられず苦しめられています。そのような状況下に追い打ちをかけるように「当法案」が施行されれば、今以上に滞納率が高まりますので住居系賃貸事業(アパート経営)そのものが成立しなくなる可能性が極めて高いことは明白です。住居系賃貸事業(アパート経営)が成立しなくなれば、同事業に関する周辺事業も同様に大きな痛手を受け、ひいては日本経済全体の低迷につながることは必至です。何よりも、家賃滞納する人間を守り、正当に受け取れるべき家賃の支払い督促を行う家主側を罰する内容の「当法案」は日本人の常識から考えて常軌を逸していると言わざるをえません。家賃を滞納した側を守る、つまり「泥棒」した側を守るということを法律で規定することで、正しいことが何かが分からなくなり、日本人の道徳感(モラル)の崩壊に拍車がかかってしまうことは国家の存亡に関わる重要な問題です。

右の理由により、断固として「当法案」に対し反対を表明するとともに、一刻も早く廃案とすることを要望し、署名と合わせてここに提出いたします。

平成二十二年十二月

「督促規制法案」に反対し健全な賃貸事業を守る会
代表幹事 大谷義武

国土交通大臣 馬淵澄夫殿

